

(別紙)

長崎市と長崎公共職業安定所による一体的な就労支援の実施に向けた提案

1 提案の概要

長崎市庁舎内に国の職業紹介機能を有する長崎公共職業安定所の就労支援窓口を設置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者及び生活保護の相談・申請段階の者等を含めた生活困窮者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、長崎公共職業安定所と長崎市福祉事務所のケースワーカー、就労支援員、長崎市の住宅確保・就労支援員、母子自立支援員等が連携して一体的な就労支援を実施することにより、効果的な就労実現を図る。

2 提案理由

現在、長崎市と長崎公共職業安定所は、生活保護受給者等に対する就労支援を行うために協定を締結したうえで生活保護受給者等就労自立促進事業を実施し、互いの協力により、年々支援対象者を増加させ、就職者も増加してきているが、就労に結びつかない者も多い。

また、住宅支援給付受給者など生活保護に至る前の者の就職率が高く、生活困窮に至った早期の段階から支援開始した者ほど効果が現れやすいと考えられることから、申請段階等早期に就労支援を実施できる環境（ワンストップ型の就労支援体制）を整備する必要や、住宅支援給付受給者について義務付けられている公共職業安定所での求職活動と市役所内での住宅確保・就労支援員との面接を容易にするなど市民サービス向上のために、長崎市と長崎公共職業安定所による一体的な就労支援の実施を提案する。

3 提案内容

(1) 支援実施方法

長崎市と長崎労働局が一体的な就労支援の実施についての協定を締結した後、長崎市庁舎内に設置する窓口の業務内容、実施体制、連携方法等効果的な運営を図るため、長崎市、長崎労働局及び長崎公共職業安定所等で組織する運営協議会を設置する。

(2) 支援対象者

生活保護受給者等で支援を必要とする者

(3) 設置場所

長崎市役所庁舎内

(4) 実施内容

ア 長崎公共職業安定所は、設置する就労支援窓口職員を配置し、長崎市から誘導を受けた支援対象者に対して、公共職業安定所の求人情報端末機の設置による情報提供、職業相談、職業紹介を実施する。

イ 長崎市が行っている生活保護受給者等に対する自立支援プログラム等の支援と長崎公共職業安定所の職業相談、職業紹介機能を連携させるべく、長崎市のケースワーカー、就労支援員、母子自立支援員等は必要に応じて、設置する窓口配置された長崎公共職業安定所の職員と連携して就労支援に参加するなど一体的な就労支援を実施する。

(5) 実施開始時期

平成26年7月を予定